

平成27年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																											
		所得税	個人住民税	法人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	事業所税	不動産取得税	自動車取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省						
買取再販で扱われる住宅の取得に係る非課税措置の創設	買取再販事業者が中古住宅を取得する際に課される不動産取得税を非課税とする。														○																			○						
農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る特例措置の延長	2年間延長。														○																				○					
農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置の延長	株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄においては沖縄振興開発金融公庫資金）、農業近代化資金、漁業近代化資金について、2年間延長。														○																					○				
（独）大学評価・学位授与機構及び（独）国立大学財務・経営センターの統合に伴う税制上の所要の措置	統合後においても、これまで独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人国立大学財務・経営センターに適用されていた税制上の優遇措置を継続して措置する。 （その他税目：自動車税、軽自動車税、特別土地保有税 等）	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○		○																			○				
日本原子力研究開発機構の組織の見直しに伴う所要の措置	日本原子力研究開発機構の組織の見直しを行うことに伴い、税制上所要の措置を講ずる。																																				○			
独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置	所要の措置を講じる。	○	○	○	○	○							○	○																							○			
（独）労働安全衛生総合研究所と（独）労働者健康福祉機構の統合、（独）勤労者退職金共済機構の事業見直しに伴う税制上の所要の措置	見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずる。 （その他税目：特別土地保有税、自動車税、軽自動車税、地価税）	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○																						○		

